

第 1 号議案

(一社) 千代田エコシステム推進協議会 定款改正案

新	現
<p>会員 第 6 条 (種別) 当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人、法人及び団体</p> <p>(2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人、法人及び団体</p> <p>(3) 削除</p>	<p>会員 第 6 条 (種別) 当法人の会員は、<u>次の 3 種</u>とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人、法人及び団体</p> <p>(2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人、法人及び団体</p> <p>(3) 登録会員 当法人の行う事業に参加し、事業の普及及び推進に協力する者</p>